

県営農道施設強化対策事業事務取扱要領

平成 20 年 3 月 21 日付け 農整第 859 号農政部長通知
一部改正 平成 20 年 10 月 6 日付け 農整第 502 号農政部長通知

第 1 総則

県営農道施設強化対策事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、農道保全対策事業の実施に関する農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号（開）農林事務次官依命通知。以下「農道要綱」という。）農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和 41 年 4 月 23 日付け 41 農地 D 第 772 号農林事務次官依命通知。以下「農免要綱」という。）及び農道保全対策事業実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1877 号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を準用するほか、この事務取扱要領によるものとする。

第 2 対象施設

岐阜県が行う事業の対象施設は、次のすべての要件を満たすものとする。

- （ 1 ）実施要領第 4 の 2 に示す路線であること。
- （ 2 ）市町村長及び土地改良区理事長（以下「市町村長等」という。）により適正に維持管理されていること。
- （ 3 ）社会情勢の変化又は施設建設時に予測が困難であった事象により、緊急性が認められること。
- （ 4 ）農業利用上重要で、農業の振興及び農村居住者の生活の安定確保に必要であること。

第 3 事業内容

岐阜県が行う事業の区分及び事業種類は次のとおりとする。

- （ 1 ）点検診断事業
既存施設について、利用環境把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び保全対策計画の策定
- （ 2 ）保全対策事業
施設機能保全対策、交通安全対策及び物流効率化対策
- （ 3 ）緊急対策事業
供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

第 4 農道保全対策基本方針

- 1 第 3 の（ 1 ）及び（ 2 ）の事業の実施を要望する市町村長等は、実施要領第 3 に基づく農道保全対策基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 により事業区域を所管する農林事務所長（以下「事務所長」という。）を経由して知事に申請するものとする。

- 2 前項の農道保全対策基本方針承認申請書は、採択を希望する年度の前年度7月末日までに、岐阜県農政部長（以下「農政部長」という。）へ提出するものとする。
- 3 知事は、申請内容が適正と認められる場合、様式第2号により基本方針を承認するものとする。
- 4 前項の農道保全対策基本方針承認書は、事業区域を所管する事務所長を経由して交付するものとする。
- 5 市町村長等は、実施要領第3の1により基本方針の作成を知事に要請する場合、事業区域を所管する事務所長に協議するものとする。
- 6 事業の対象区域が複数の市町村にまたがる場合、基本方針の承認を申請する市町村長はあらかじめ他の市町村長の承認（参考様式1号）を得るものとする。

第5 農道保全対策事業計画

- 1 農政部長は、第4の3により承認された基本方針の範囲内で実施要領第4に基づく農道保全対策事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するよう、様式第3号により事業区域を所管する事務所長に依頼するものとする。
- 2 事業計画を作成しようとする事務所長は、事業計画に定めようとする事業（以下「計画事業」という。）の費用負担を予定する市町村長等及び計画事業の実施の対象となる施設又は計画事業の実施により新たに造成する施設の管理を予定する市町村長等と所要の調整を行うものとする。
- 3 基本方針の承認を受けた市町村長等は、事業計画の作成に必要な各種調査及び資料の作成を行うとともに、関係法令等を所管する部局間において事前調整するものとする。
- 4 第2項の事務所長は、事業の採択を申請することが決定した場合、様式第4号及び様式第4号の2により同項の市町村長等と協議し、事業計画について同意を求めるものとする。
- 5 前項の協議を受けた市町村長等は、事業計画に異議がない場合、様式第5号及び様式第6号により同意するものとする。
- 6 事業計画を作成した事務所長は、様式第7号により採択を希望する年度の前年度10月末日までに農政部長へ提出するものとする。
- 7 岐阜県農政部農地整備課長（以下「農地整備課長」という。）は、前項の事業計画により採択申請すべく、所要の調整を行うものとする。

第6 緊急対策事業

市町村長等は、第3の(3)の事業を要望する場合、事業区域を所管する事務所長に協議するものとする。

第7 事業の採択

- 1 農政部長は、農道要綱第6の1又は農免要綱第4の2に基づく採択通知を受けたときは、その旨を関係事務所長に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受理した事務所長は、その旨を関係市町村長等へ通知するものとする。

第8 事業の実施

- 1 事業を実施する事務所長は、市町村長等が管理している施設に関して事業を着手するに当たり、関係法令等に基づき当該市町村長等に協議するものとする。
- 2 事務所長は、第3の(1)の事業を実施した場合、施設の点検診断結果、当該診断結果に基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成し、農地整備課長に提出するものとする。

第9 事業計画の変更

- 1 農道要綱第7の2又は農免要綱第5の2に基づく事業計画の変更は、農政部所管公共事業における計画変更取扱要領(平成17年10月17日付け農計第116号)に準じて行うものとする。
- 2 事業計画の変更を行おうとする事務所長は、様式第8号により変更内容について関係市町村長等と協議するものとする。
- 3 前項の協議を受けた市町村長等は、事業計画に異議がない場合、様式第9号及び様式第10号により同意するものとする。

第10 財産の譲与

- 1 事務所長は、事業の実施により知事が取得した土地改良財産(岐阜県土地改良財産の管理及び処分に関する要領(昭和57年3月9日付け農計第1221号)第2条第2号に掲げる土地改良財産のことをいう。以下同じ。)を、同要領に基づき速やかに関係市町村長等に譲与するものとする。
- 2 事務所長は、事業の内容が新たな土地改良財産の取得に当たらない場合は、当該事業の完了の際に、事業の実施の対象となった箇所について、関係市町村長等と相互に確認するものとする。

第11 指導推進

事務所長は、基本方針の作成及び事業の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導、その他所要の支援を行うものとする。

附則

この要領は、平成20年3月21日から施行する。